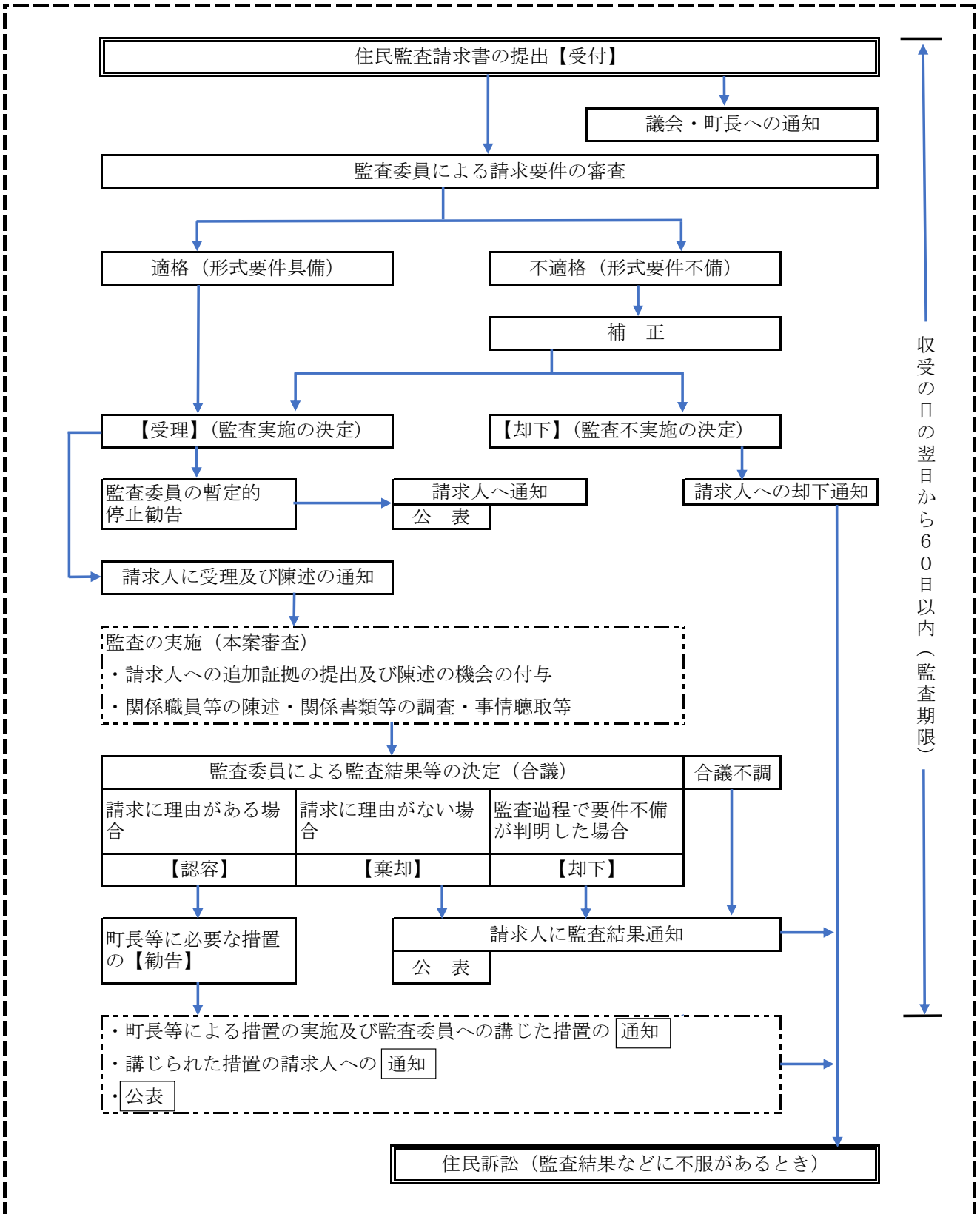


住民監査請求の流れ（フロー図）



收受の日の翌日から60日以内（監査期限）

※ 一応請求要件を具備しているとして監査を開始した場合でも、監査の中で請求要件を欠いていることが明らかになったときは、その段階で「却下」となります。

※ 監査委員は、請求書の提出を受けた日から60日（個別外部監査は90日）以内に、監査結果を請求人あてに通知します。